

## 地域防災力向上を目指して

## 自助

各個人・家庭での  
日ごろからの備え

## 共助

地域や身近にいる  
人たちとの絆づくり

## 公助

行政などによる  
防災体制の整備、  
災害時の救助・支援

図る「減災」に不可欠です。連携が、被害の迅速な回復を減らし、「自助・公助」は行政などが防災体制の整備や災害時の救助・支援を行うこと。防災に欠かせない考え方です。防災に欠かせない考え方です。防災に欠かせない考え方です。

「自助・公助」は行政などが組織や消防団の活動に積極的に参加・協力するなど、地域の皆さんや身近にいる人たちが協力して助け合うこと。「自助・公助」は、自分自身で守ること。安全は自分で守ること。検や生活必需物資の備蓄などを行い、自分の身の備蓄などを行います。防災に欠かせない考え方です。

「自助・公助」は、住まいの点で、地域の皆さんや身近にいる人たちが協力して助け合うこと。「自助・公助」は、自分自身で守ること。安全は自分で守ること。検や生活必需物資の備蓄などを行います。防災に欠かせない考え方です。

## 災害時の安否確認方法を確認

## ●災害用伝言サービス

災害時に電話がつながりにくいときに、家族や知人との間で、連絡などをスムーズに行うためのサービスです。

## 【災害用伝言ダイヤル（171）】電話を使って安否確認

災害時に、電話番号宛てに安否情報（伝言）を音声で録音（登録）し、全国からその音声を再生（確認）することができます。



## 【災害用伝言板】モバイルサイトで安否確認

被災地での安否情報と100文字までの文字メッセージを登録することができます。また、登録された安否情報は、他社の携帯電話やスマートフォン、パソコンからも確認可能です。各携帯電話会社のホームページなどをご確認ください。

## 防災特集号 !

令和元年9月発行「こうほう佐倉」

自然災害は、人間の力で食い止めることはできませんが、被害は日ごろからの備えにより減らすことができます。  
いざというときに落ちついて行動できるよう、日ごろから家庭や地域、近所の皆さんでの備えが大切です。

問 危機管理室 ☎ (484) 6131



市民防災訓練の様子

## 非常持ち出し品の準備を

## ●非常持ち出し品の例

- 飲料水（1人500mlのペットボトル3本以上）
- 食料（調理せず食べられるもの）
- 貴重品（現金・預貯金通帳・健康保険証など）
- 応急医薬品類（常服薬・常備薬・ばんそうこうなど）
- かかりつけ医療機関などを書いたメモ・お薬手帳など
- 日常生活用具（筆記用具・眼鏡・入れ歯・粉ミルク・紙おむつ・生理用品など）
- 衣類、手袋、タオル、ティッシュ
- ヘルメット・防災頭巾など
- 携帯ラジオ（手動充電が可能なもの）
- 携帯電話（充電器・予備バッテリー含む）
- 懐中電灯、マッチ・ライター
- 雨具、運動靴



## 在宅避難に備えて備蓄を

## ●各家庭での備蓄物品の例

- 飲料水（1人1日3ℓ・3日分）
- 食料（調理不要な缶詰、レトルト食品など、非常食3日～1週間分以上）

## ●ローリングストックで上手に備蓄

普段から使っている日用品や日持ちする食べ物を少し多めにそろえ、使った分だけ買い足していくという方法なら、備蓄を無理なく続けることができます。災害時に当面の生活をすることができます。



## 日ごろから家庭ができる防災対策

2019年(令和元年)9月1日発行

## 警戒レベルと避難のタイミング

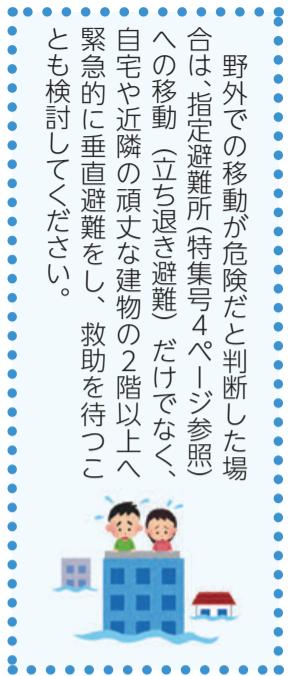
### 日頃から行っておくこと

### 地震に備える

### 帰宅困難者にならないために

# 風水害に備える

# 地震発生！あわてないために

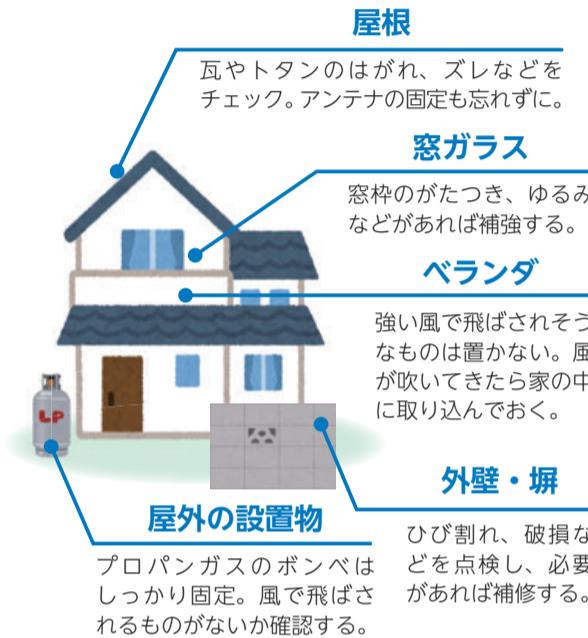


**警戒レベル相当情報とは**  
住民などが避難を判断する際に参考にできる情報です。警戒レベル相当情報が出されたとしても、必ずしも同じ時間、同じ区域に同じレベルの避難勧告などが発令されるわけではありません。

野外での移動が危険だと判断した場合は、指定避難所(特集号4ページ参照)への移動(立ち退き避難)だけでなく、自宅や近隣の頑丈な建物の2階以上へ緊急的に垂直避難をし、救助を待つことも検討してください。

- 【場所】高崎川南公園(表町2-4)
- 台風の襲来などにより、宅地・家屋などに浸水が予想される場合には、前もって土のうを取り出せる「土のうステーション」を設置しました。浸水に備え、各自でお持ちください。
- 事業者のかたの利用はご遠慮ください

市が発令 気象庁が発表



▼ 災害への心構えを高める

警戒レベル1  
早期注意情報

▼ 避難行動を確認する

警戒レベル2  
注意報

▼ 避難に時間を要する人(高齢者、障害のあるかた、乳幼児など)は避難しましょう。

警戒レベル3  
避難準備・高齢者等避難開始

▼ 速やかに避難先に避難しましょう。移動が困難な場合は、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。

警戒レベル4  
避難勧告、避難指示(緊急)

▼ すでに災害が発生している状況です。命を守るために最善の行動をとりましょう。

警戒レベル5  
災害発生情報

▼ すでに災害が発生している状況です。命を守るために最善の行動をとりましょう。

▼ 全員避難

とるべき行動

## 正確な情報を入手する

### 佐倉市公式ウェブサイト



災害時の最新情報や避難所情報を発信します。  
<http://www.city.sakura.lg.jp/>

### 佐倉市防災地図



市内の指定緊急避難場所や指定避難所、防災に関する関係機関などを地図上に記載したものが閲覧できます。



### Yahoo! 防災速報



アプリを活用して、災害が発生するおそれがある場合や災害発生時に、避難情報や避難所開設情報などの防災情報を配信します。

### スマートフォンアプリ



自主防災組織とは、地域住民が「自分たちのまちは、自分たちで守る」という助け合いの精神のもと、自主的に結成する組織で、地域や近所の人々が互いに協力し合って防災活動をする組織です。市内では、自治会・町内会を中心に114団体組織されています。(9月1日時点)

### 自主防災組織とは

## 共助の取り組み

災害時には、災害や被害状況、避難に関する正確な情報を求められます。災害に備えて、情報の入手方法を確認し、情報収集に努め、家族や地域の皆さんで共有できるようになります。

### 防災行政無線「まつさこやべり」



市内の学校や公園などに、防災行政無線スピーカーを設置しています。



災害時の避難情報などの防災情報をはじめ、平常時には市からの行政情報（行方不明者、振り込め詐欺などの情報）を放送します。※音声は、スピーカーの遠近や向きによって聞こえ方が異なります。ご理解ください。

### 防災行政無線 テレフォンサービス（無料）

防災行政無線で放送した内容が聞き取れなかった場合など、24時間いつでも電話で確認できます。

☎ 0120(711)508

### 佐倉市メール配信サービス



防災行政無線の放送内容を、メールでお知らせするサービスです。※登録無料



下記の二次元コードを読み取る、または直接アドレスを入力して、空メールを送信。

▼ [sakura@emp.ikkr.jp](mailto:sakura@emp.ikkr.jp)

※市ホームページで、メール配信内容の履歴がご覧いただけます。

### 緊急速報メール（エリアメール）



### 臨時災害FM放送



緊急性の高い災害情報や避難情報などを、NTTドコモの緊急速報「エリアメール」、KDDI、ソフトバンク、ワイモバイルが提供する「緊急速報メール」で配信します。配信エリアに存在する携帯電話に、回線混雑の影響を受けずに一斉配信するサービスです。

※登録操作などは不要です。詳細は各携帯電話会社へお問合せください

### TEPCO速報



登録した地域の停電や雨雲、地震速報などをスマートフォンにプッシュ通知でお知らせするアプリ「TEPCO速報」が東京電力より公開されています。

※詳しくは東京電力のホームページをご確認ください

▼ <http://teideninfo.tepco.co.jp/>

### 停電に関する問い合わせ

東京電力 ☎ 0120(995)007  
 ※フリーダイヤルをご利用になれない場合は、

☎ 03(6375)9803へ(有料)

### 市による自主防災組織への活動支援



### 自主防災組織の必要性

大規模な災害が起きた場合、道路の寸断などにより、消防などの防災関連機関の活動は著しく制限されることが予想されます。そうしたなかでは、地域の皆さんによる自主的な防災活動（情報の収集・伝達、救出・救護、応急手当、初期消火、避難誘導など）が必要不可欠です。

また、災害時における防災活動の効果を上げるには、日々の（平常時）からの防災訓練や、資機材の点検が重要です。自主防災組織には、地域住民が一体となり、平常時の活動を計画的に行う役割も期待されています。

▼ <http://www.hinanjo.jp/>  
 防災情報「全国避難所ガイド」ホームページ

※臨時局のため、周波数はあらかじめ決まっていません。放送する際は、周波数を避難所へ掲示したり、ラジオ局「ベイエフエム」(78.0MHz)で放送するなどして、周知します

- ▼ 結成時に35万円分（税別）の資機材貸与
- ▼ 結成時から5年目まで活動に対する助成金（上限年2万円、設立年度のみ4万円）
- ▼ 結成時から10年が経過した団体に対する、10万円を上限とした資機材の購入・修繕に対する助成金（分割可）
- ▼ 自主防災組織が主催する防災訓練への職員派遣（1団体・年1回）
- ▼ 訓練で使用する、水消火器などの資機材貸与

## 指定緊急避難場所 指定避難所(全39か所)

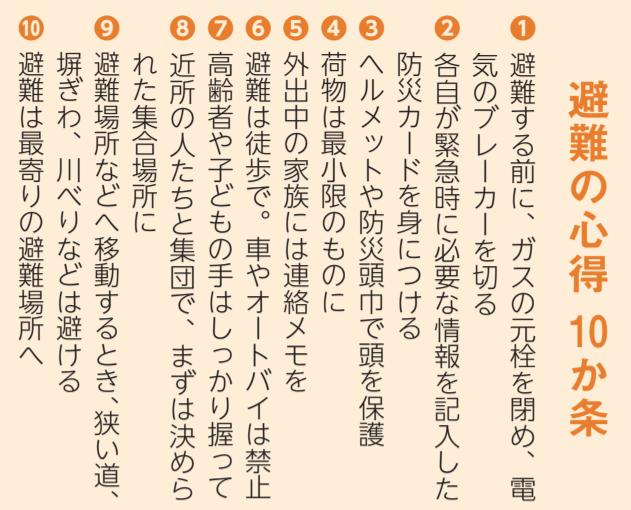
佐倉地区	佐倉小学校	佐倉東小学校
内郷小学校	白銀小学校	
佐倉中学校	佐倉東中学校	
佐倉高校	佐倉東高校	
根郷地区	根郷小学校	山王小学校
寺崎小学校	南部中学校	
根郷中学校	馬渡保育園	
佐倉南高校		
白井・千代田地区	白井小学校	※洪水時、校庭と校舎1階部分は利用不可
	間野台小学校	王子台小学校
	千代田小学校	印南小学校
	白井中学校	染井野小学校
	白井南中学校	白井西中学校
志津地区	志津小学校	上志津小学校
	下志津小学校	南志津小学校
	西志津小学校	井野小学校
	青菅小学校	小竹小学校
	志津中学校	上志津中学校
	井野中学校	西志津中学校
	佐倉西高校	
和田 弥富	和田小学校	弥富小学校

- 【日ごろの準備】**
- 避難時の対策
  - ケージやリードの利用
  - 避難所における飼育マナーの順守と健康管理
  - ペット用防災用品の確保(飲食料品、トイレ用品など)
  - ペット用の避難用品や備蓄品の持参
  - 避難所や避難ルートの確認
  - 「人とペットの災害対策ガイドライン」(平成29年度環境省)もご参考ください

※抜き取って保存版としてご活用ください

- 災害時のペット同行避難について**
- 災害時、避難所にペットと同行避難をすることができます。日ごろから、そのための備えをしておくことが重要です。避難所では、決められた飼育場所で、飼い主自身による飼育管理が原則となります。
- 【日ごろの準備】**
- しつけや健康管理(ワクチン接種)
  - 迷子札などの身元(所有者)表示
  - ペット用防災用品の確保(飲食料品、トイレ用品など)
  - ペット用の避難用品や備蓄品の持参
  - 避難所や避難ルートの確認

- 災害時のペット同行避難について**
- 災害時、避難所にペットと同行避難をすることができます。日ごろから、そのための備えをしておくことが重要です。避難所では、決められた飼育場所で、飼い主自身による飼育管理が原則となります。
- 【日ごろの準備】**
- しつけや健康管理(ワクチン接種)
  - 迷子札などの身元(所有者)表示
  - ペット用防災用品の確保(飲食料品、トイレ用品など)
  - ペット用の避難用品や備蓄品の持参
  - 避難所や避難ルートの確認

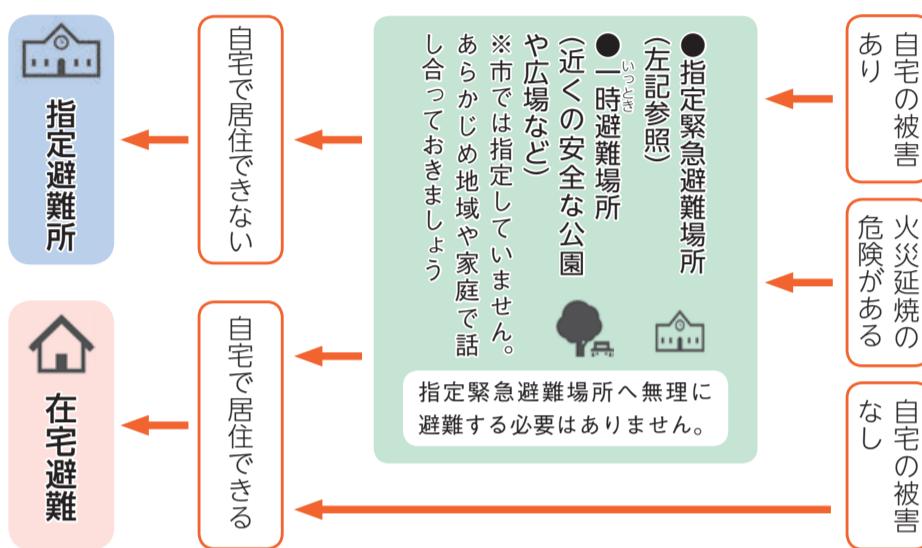


災害時、危険から一時的に避難する場所が「避難場所」です。一方、自宅に被害があるなど、一定期間生活する施設が「避難所」です。市では、指定緊急避難場所は学校など施設の校庭や園庭、指定避難所はその施設の建物になっています。



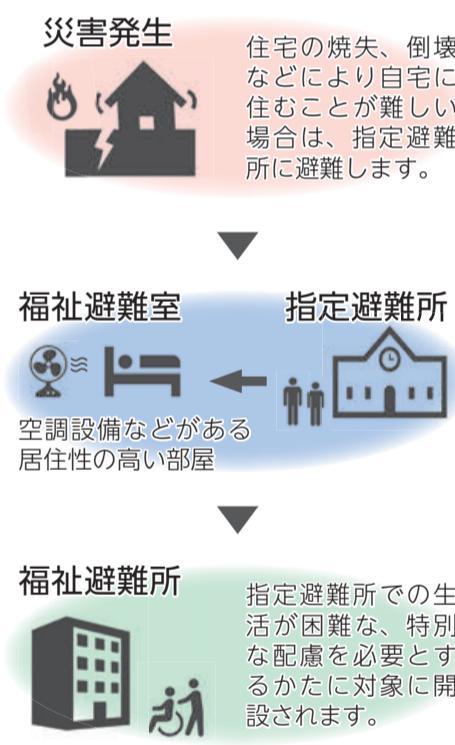
## 避難場所と避難所

### 避難の流れ(地震災害の場合)



市では、災害時に指定避難所へ避難してきたかたの中でも、緊急の入院加療などを必要としないものの避難所での生活において特別な配慮を必要とする高齢のかたや障害のあるかた、乳幼児、妊娠婦などを受け入れるために、必要に応じて福祉避難所を開設します。現在、協定を締結している各社会福祉施設で受け入れる態勢を整備しています。

※福祉避難所は、災害時必要に応じて開設される二次的避難所です。最初から避難所として利用することはできません。災害発生時には身の安全を最優先し、まず指定避難所に避難してください



## 福祉避難所

### 木造建築物耐震診断補助事業 耐震診断士が行う耐震診断が対象。

耐震診断の結果に基づき、工事を行うために耐震診断士がまとめた補強計画および設計図書に沿って、建築物の耐震性を高めるために行う工事が対象。

### 木造住宅補強改造工事補助事業 耐震補強リフレーム補助事業

補助金の交付を受けて行う耐震補強工事と同時に行うもので、建物の構造部分(基礎・軸組・床組・小屋組みまたは壁体など)もしくは仕上げに係る工事または転倒防止のため、家具を金物で固定する工事が対象。



### 木造建築物耐震診断補助事業 耐震診断士が行う耐震診断が対象。

### 分譲マンション耐震診断補助事業

分譲マンションの耐震診断を行う管理組合が、当該組合の決議を経て、建物の耐震化を進めるための予備診断・本診断が対象。

### 耐震シェルター設置リフォーム補助事業

1階の主たる居室に格子状または面的な構造物を設置するもので、「国までは地方公共団体が推奨しているもの」「構造設計」級建築士が設計したもの」が対象。

### 分譲マンション耐震診断補助事業

佐倉市災害対策条例施行規則第3条で定める重点整備地区(浸水)区域内において、自らがお住まいの住宅などに行うかさ上げ工事や盛土工事が対象。

### び緑化推進補助事業

道路に面する危険なコンクリート塀などの除去、その後のフェンスなどの設置および緑化にかかる工事が対象。

### 危険ブロック塀等の除去、フェンス等の設置及び緑化推進補助事業

※各補助事業の対象となる建物(建物の構造部分)などについては、建築年月日や増築年月日、そのほかの基準などが細かく決められています。補助金額についても、各事業で異なりますので、詳細はお問い合わせください

※いずれも工事着手前の申請が必要

## 補助事業